

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第104条の4第6項(第105条第2項において準用する場合を含む。)
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の交付
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第104条の4第1項、第2項、第5項及び第6項（申請による取消し）、第105条第2項（免許の失効） 道路交通法施行令第39条の2の5（運転経歴証明書の交付）、第39条の2の6（運転経歴証明書の交付） 道路交通法施行規則第30条の10（運転経歴証明書の交付の申請の手続）
審 査 基 準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている。
標準処理期間： 交付の申請が、申請による免許の取消しを行い、又は失効した免許に係る免許証を交付した山口県公安委員会に対して行われた場合にあっては、 運転免許課申請の場合 ～ 1日 警察署申請の場合 ～ 14日
申 請 先：山口県公安委員会（申請書は、山口県警察本部交通部運転免許課又は、警察署の窓口にご提出してください。）
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部交通部運転免許課（電話 083-973-2900）
備 考：